

平成26年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 《よくある質問と回答(年度またぎ事業)》

《年度またぎ事業(国庫債務負担行為)2次公募について》

	質問	回答
1	年度またぎ事業とは何ですか。	当補助金の複数年度事業において、年度またぎ事業の要件(質問No.2)を全て満たす事業について、「年度またぎ事業(国庫債務負担行為)」として申請することにより、年度またぎ期間(2月～4月)に事業を行うことが可能となる申請方法のことです。
2	年度またぎ事業の要件について教えてください。	以下の全てを満たす事業としてください。 ①平成26年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の要件を満たすこと。 ②2月～4月に事業を実施せざるを得ない要因として、補助事業者では変更することのできない外的要因が存在すること。 ③年度またぎ事業については、原則、2年以内に完了する事業であること。
3	外的要因について詳しく教えてください。	法令等の規定により、2月～4月に法定点検を行うことが指定されている場合において、この時期にしか省エネ投資ができないため、年度またぎでしか事業が実施できないことが具体的に特定されている必要がある。一方、単に2年ごとに法定点検を行うこと等の規定があるのみで、それ以上の補助事業者の事業実施時期を限定する事業が存在しない場合は、外的要因としては認められない。(時期をずらす場合の経済的要因は考慮しない。)
4	更新対象設備の納入が遅れる可能性があるため、4月に工事完成するかもしれませんが、年度またぎ事業として認められますか。	納期が遅れる等の理由では、年度またぎ事業では申請できません。
5	更新対象設備の製作に期間を要する場合は、年度またぎ事業として認められますか。	年度またぎ事業では申請できません。 通常の複数年度事業として申請してください。年度単位で一度、製作を区切って分割検収するなどし、翌年度の申請と交付決定をもって事業を再開してください。 ※なお、平成26年度は通常の複数年度事業の公募は、終了しています。
6	当社では、法定点検は3月末までに実施すればよいが、前倒すことが可能です。これは、外的要因として認められますか。	事業者都合によらない、法定点検時期を2月～4月以外にずらすことができない理由がなければ、外的要因として認められません。
7	大学の設備を更新したいのですが、大学の休校期間(2月～)に工事を行う予定です。年度またぎ事業として認められますか。	年度またぎ事業では申請できません。 法定点検での制限となっていないため、外的要因と認められません。
8	2～4月に工事を実施した方が、お客さまとの契約上都合が良く、工程管理などもやり易いため、売り上げ的にも最も影響が少なくなるのだが、年度またぎ事業として認められますか？	年度またぎ事業では申請できません。 単に経済的な理由であったり、事業者都合と考えられる理由では、外的要因として認められません。
9	年度またぎ事業として申請可能な事例について教えてください。	法定点検が義務付けられていることに加えて、補助事業者が事業停止をすることで第三者に多大な影響を与え、どうしても調整できず2月～4月でしか事業が実施できない場合等が、外的要因の一例として考えられます。

⇒その他の公募要領についての質問は「平成26年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金《よくある質問と回答》」を参照ください。